

新（平成23年7月1日消費者庁告示第7号）	旧
<p>（表示の方法）</p> <p>第4条 名称、原材料名及び使用方法の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原材料名</p> <p>しょうゆは、「しょうゆ」の文字の次に括弧を付して「本醸造」、「<u>混合醸造</u>」、「混合」と製造方式を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（表示の方法）</p> <p>第4条 名称、原材料名及び使用方法の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原材料名</p> <p><u>加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のアからオまでの順に、それぞれアからオまでに定めるところにより記載すること。</u></p> <p>ア <u>しょうゆは、「しょうゆ」の文字の次に括弧を付して「本醸造」、「新式醸造」、「アミノ酸液混合」等と製造方式を記載すること。</u></p> <p>イ <u>風味原料は、「かつおぶし」、「こんぶ」、「乾しいたけ」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、使用した風味原料が2種類以上の場合、「風味原料」の文字の次に括弧を付して、「かつおぶし、こんぶ」等と使用量の多いものから順に記載すること。</u></p> <p>ウ <u>砂糖類は、次により記載すること。</u></p> <p>(7) <u>「砂糖」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。</u></p> <p>(4) <u>使用した砂糖類が2種類以上の場合、(7)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖果糖液糖」等と使用量の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。</u></p> <p>エ <u>しょうゆ、風味原料、砂糖類及び食品添加物以外の原材料は、「みりん」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。</u></p> <p>オ <u>食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

